

4 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（課長通知）新旧比較表

新	旧
<p>(案) 平成〇〇年〇月〇〇日 社援施第〇〇号</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費 の運用及び指導について</p> <p>標記については、平成〇〇年〇月〇〇日社援施第〇〇号「社会福祉法人が 経営する社会福祉施設における運営費（措置費）の運用及び指導について」 厚生労働省社会・援護局長、雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知（以 下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、 その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各 法人に対し、周知徹底を図るようお願いする</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9 第1項及び第3項の規程に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定 受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通 知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第40号本職通知「社会福祉施 設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p>	<p>平成5年3月19日 社援施第40号</p> <p>都道府県 各 民生主管部(局)長 殿 指定都市</p> <p>厚生省社会・援護局施設人材課長 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p>社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>改正 平成10年 7月28日社援施第 26号 平成11年 3月31日社援施第 17号 平成12年 3月31日社援施第 18号 平成15年 3月31日社援施第033105号</p> <p>標記については、平成5年3月19日社施第39号「社会福祉施設における 運営費の運用及び指導について」厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、 児童家庭局長連名通知（以下「39号通知」という。）をもって、その取扱い が示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うことと したので了知ありたい。</p> <p>なお、昭和63年1月28日社施第8号本職通知「社会福祉施設における運 営費の運用及び指導について」は廃止する。</p> <p>また、社会福祉法人会計基準を適用している施設については、「本部会計」 を「本部経理区分」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「事務費」を「人 件費及び事務費」に、「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金」を 「積立金」に、「人件費引当金」を「人件費積立金」に、「修繕引当金」を「修 繕積立金」に、「備品等購入引当金」を「備品等購入積立金」に、「施設会計 収支計算書」を「資金収支決算内訳表の当該施設経理区分」と読み替える。</p>

新

別紙

(問1) 局長通知の1の(1)にいう「適正な法人運営が確保」及び1の(2)にいう「適正な施設運営が確保」されているとは、どういふことを言うのか。

(答) 1 「適正な法人運営の確保」とは主に次のようなことを言う。

- ① 役員の選任及びその配置、理事会や評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。
  - ② 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。
  - ③ 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。
- 2 「適正な施設運営の確保」とは主に次のようなことを言う。
- ① 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。
  - ② 必要な規定の整備や配置基準に基づく職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。
  - ③ 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。

旧

別紙

(問1) 39号通知の本文にいう「適正な施設運営が確保されている」とは、どういふ要件が満たされていることを言うのか。

(答) 「適正な施設運営が確保されている」とは当該施設の運営状況について次のすべての要件が満たされていることを言う。

- ① 最低基準(39号通知別表1)が遵守されていること。
- ② 補助金(負担金)にかかる措置費国庫負担交付基準(39号通知別表2)及びそれに関する局長通知等に示す職員の配置等の指導事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 日常生活について必要な諸経費が適正に確保されている等入所者処遇が適正であること。
- ⑤ 給食について必要な栄養量が確保され嗜好を生かした調理がなされていること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他施設の運営及び当該社会福祉法人等の運営について問題となる事由がないこと。

(問2) 39号通知の1の(1)のウにいう「適正な給与水準が維持されている」ことについて具体的判断基準を示されたい。

(答) 適正な給与水準の判断に当たっては、次のような事項を重点的に行われたい。

- ① 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- ② 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
- ③ 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- ④ 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- ⑤ 各種諸手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

新

(問2) 局長通知の1の(3)にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類によらなくてはならないのか。  
また、計算書類の公開は具体的にどのように行うのか。

(答) 1 計算書類の公開については、法人の事業経営の透明性を確保し、福祉サービスの利用者等、広く第三者が容易に経営状況を把握できる手段に資するため、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。

従って、公開すべき計算書類は、社会福祉法人会計基準第6条により作成された計算書類とし、平成16年度より社会福祉法人会計基準に移行する法人にあっては、平成15年度については、社会福祉法人経理規程準則により作成された計算書類を公開することによって当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。

また、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書をそれぞれ公開するものとする。

2 計算書類の公開に当たっては、当該法人のホームページ、広報誌により公開する外、各都道府県のホームページ等の活用など、福祉サービスの利用者等、広く第三者が容易に経営状況を把握できる方法において行うこと。

旧

(問3) 39号通知の1の(3)のただし書中「入所者処遇が適正である場合」のチェックポイントを示されたい。

(答) 入所者処遇が適正か否かは、施設の種類、入所者の実態等によって違いはあるが、最低基準に定める事項のほか一般的には、次のような事項を勘案して総合的に判断されたい。

- ① 指導・介護体制、健康・衛生管理、採暖、入浴・清拭の状況
- ② 給食の内容・時刻
- ③ 生活指導、機能訓練の実施状況
- ④ 処遇上必要な設備の整備状況

新

旧

(問3) 局長通知の1の(4)のアの「入所者等に対して苦情解決の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

- (答) 1 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、当該法人のホームページ、広報誌等を活用するなどして、福祉サービスの利用者等、広く第三者が容易に把握できる方法において行うこと。

(問4) 局長通知の1の(4)のイの第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

- (答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。  
このため、原則として局長通知の1の(4)のイの通知で示している第三者評価基準により受審すること。  
なお、上記通知による第三者評価基準の評価項目を網羅している場合については、各都道府県等において定める第三者評価基準を使用しても差し支えない。
- 2 第三者評価の結果の公表については、当該評価基準に基づいた評価を、当該法人のホームページ、広報誌等を活用するなどして、福

新

旧

社サービスの利用者等、広く第三者が容易に情報を入手できる方法  
において行うこと。

(問5) 局長通知の1に「(4)についてのみ要件を満たさない法人につ  
いては、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのよ  
うに取り扱うのか。

(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び  
利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることか  
ら、当該弾力運用が認められるものである。

しかしながら、同通知1の(4)の要件を満たしていない法人につ  
いては、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、本部経理  
区分への繰入れ及び前期末支払資金残高の取崩しについて、次のと  
り取り扱うものとする。

なお、次の①～③以外の取扱いについては、局長通知によるものと  
する。

① 局長通知の4のアについて、施設の整備等に係る経費の繰入れを  
認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額  
に相当する額を限度とする。

② 局長通知の4のイについて、施設の整備等に係る経費及び法人本  
部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度の施設経  
理区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じ  
るであろう運用収入(当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務  
費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収  
入)を限度とする。

③ 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、  
その使用目的等を十分審査の上適当と認められる場合は、局長通知  
の5の(3)に定める使途の範囲内で使用を認めて差し支えないも  
のとする。

なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要  
とする場合及び取り崩す額の合計額が当該年度の施設経理区分の収  
入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えな  
い。

新

(問6) 「同一法人が運営する措置費支弁対象施設(軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。)」の「身体障害者福祉工場等」とは、具体的にどのような施設が含まれるのか。

(答) 次の施設を含むものとする。

- 1 知的障害者福祉工場
- 2 知的障害者福祉ホーム
- 3 身体障害者福祉ホーム

(問7) 局長通知の4のアにいう「デイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設」とは、具体的に何か。

(答) 次の省令及び通知にいう事業を行うための施設をいう。

- 1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令37号)中「第2章 訪問介護」、「第7章 通所介護」、「第9章 短期入所生活介護」、「第11章 痴呆対応型共同生活介護」
- 2 「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」(平成12年9月27日老発第654号)
- 3 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)
- 4 「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令78号)
- 5 「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第82号)中「第4章 児童短期入所護」
- 6 「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号)中別添2、4、9及び13
- 7 「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成7年4月3日児発第374号)

旧

(問4) 「同一法人が運営する措置費支弁対象施設(軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。)」の「身体障害者福祉工場等」とは、具体的にどのような施設が含まれるのか。

(答) 次の施設を含むものとする。

- 1 知的障害者福祉工場
- 2 知的障害者福祉ホーム
- 3 身体障害者福祉ホーム

(問5) 39号通知の2のアにいう「デイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設」とは、具体的に何か。

(答) 次の通知にいう事業を行うための施設をいう。

- 1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令37号)中「第2章 訪問介護」、「第7章 通所介護」、「第9章 短期入所生活介護」、「第11章 痴呆対応型共同生活介護」
- 2 「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」(平成12年9月27日老発第654号)
- 3 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)
- 4 「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令78号)
- 5 「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第82号)中「第4章 児童短期入所護」
- 6 「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号)中別添2、4、9及び13
- 7 「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成7年4月3日児発第374号)

新	旧
<p>8 「児童家庭支援センターの設置運営について」 (平成10年5月18日児発第397号)</p> <p>9 「放課後児童健全育成事業の実施について」 (平成10年4月9日児発第294号)</p> <p>10 「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成14年6月13日厚生労働省令80号)中「第3章 知的障害者デイサービス」及び「第4章 知的障害者短期入所」 ただし、「放課後児童健全育成事業の実施について」に規定する事業を行うための施設のうち、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。</p> <div data-bbox="197 1038 1099 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(問8) 局長通知の4のアにいう「施設の整備等に係る経費」とは、具体的に何か。</p> </div> <p>(答) 1 「施設の整備等に係る経費」とは、局長通知の4のアに規定する施設の建物(施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅を含む。)や建物附属設備の整備、修繕、模様替及び入所者処遇上必要な花壇、遊歩道等環境の改善に要する経費(これらに要する借入金の元金、利息の償還金を含む。)である。</p> <p>2 対象として認められないものは、土地取得費、減価償却費及び当該施設以外の例えば法人本部や収益事業の用に供するための建物や設備の整備、修繕等の経費である。</p>	<p>8 「児童家庭支援センターの設置運営について」 (平成10年5月18日児発第397号)</p> <p>9 「放課後児童健全育成事業の実施について」 (平成10年4月9日児発第294号)</p> <p>10 「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成14年6月13日厚生労働省令80号)中「第3章 知的障害者デイサービス」及び「第4章 知的障害者短期入所」 ただし、「放課後児童健全育成事業の実施について」に規定する事業を行うための施設のうち、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。</p> <div data-bbox="1167 632 2056 722" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(問6) 39号通知の2のアにいう「借入金の償還金」とは、経理規程準則上どの科目をいうのか。</p> </div> <p>(答) 経理規程準則(昭和51年1月31日社施第25号社会局長通知に定める経理規程準則をいう。以下同じ。)に定める本部会計貸借対照表(貸方)大区分「12 固定負債」中区分「01 設備資金借入金(土地取得のための借入金を除く。)」をいう。</p> <p>なお、社会福祉法人会計基準(平成12年2月17日社援第310号をいう。以下同じ。)を適用している場合は、貸借対照表の大区分「固定負債」の中区分「設備資金借入金(土地取得のための借入金を除く)」をいう。</p> <div data-bbox="1167 1038 2056 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(問7) 39号通知の2のアにいう「施設の整備等に係る経費」とは、具体的に何か。</p> </div> <p>(答) 1 「施設の整備等に係る経費」とは、39号通知の2のアに規定する施設の建物(施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅を含む。)や建物附属設備の整備、修繕、模様替及び入所者処遇上必要な花壇、遊歩道等環境の改善に要する経費(これらに要する借入金の元金、利息の償還金を含む。)である</p> <p>2 対象として認められないものは、土地取得費、減価償却費及び当該施設以外の例えば法人本部や収益事業の用に供するための建物や設備の整備、修繕等の経費である。</p>

新

旧

(問 9) 運用収入の本部経理区分への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。

(答) 運用収入を本部経理区分に繰入れる場合は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にしたうえで局長通知の4のイにより、必要な額を本部経理区分に繰り入れて差し支えない。  
この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰り入れられている場合には、精算し施設経理区分へ戻すこととなる。

(問 8) 39号通知の2のイにいう「運用収入」については、経理上どのように処理すればよいか。

(答) 経理規程準則に定める施設会計収支計算書及び決算試算表の(貸方)中区分「01 雑収入」に小区分として「01 雑収入」「02 運用収入」の科目を設けて処理されたい。  
なお、社会福祉法人会計基準を適用している場合は、資金収支予算内訳表又は資金収支決算内訳表の当該施設経理区分の経常活動による収支「受取利息配当金収入」に小区分として「運用収入」の科目を設け、また、事業活動収支内訳表の当該施設経理区分の事業活動外収支の部の「受取利息配当金収入」に小区分として「運用収入」の科目を設けて処理されたい。

(問 9) 39号通知の2のイにいう「収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入」とは何か。

(答) 本部会計に繰入れ可能な運用収入の範囲は、施設会計全体(毎年度の運営費、各種引当金等)において発生した運用収入が対象となるが、本部会計に繰入れ可能な運用収入の限度額については、当該年度の施設会計の収入決算額の事務費相当額を年間通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入を限度としたものである。

(問 10) 運用収入の本部会計への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。

(答) 運用収入を本部会計に繰入れる場合は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にしたうえで39号通知の2のイにいう限度額の範囲内で必要な額を本部会計に繰入れて差し支えない。  
この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し施設会計へ戻すこととなる。



新	旧
<p>(問 10) 局長通知の4のイにいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。</p> <p>(答) 1 運用収入を本部経理区分へ繰り入れて支出できる対象経費は、問8の「施設の整備等に係る経費」のほか、法人本部の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。</p> <p>2 ただし、理事長又は理事が施設長等を兼務している場合の理事長又は理事の役員報酬は対象経費としては認められない。又、役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであること。</p>	<p>(問 11) 39号通知の2のイにいう「法人本部の運営に要する経費」の対象経費は、具体的にどこまで認められるのか。</p> <p>(答) 1 運用収入を本部会計へ繰り入れて支出できる対象経費は、「施設の整備等に係る経費」(問7参照)のほか、法人本部の事務費であって、本部会計収支計算書勘定科目の大区分「31 事務費支出」の経費とする。</p> <p>なお、社会福祉法人会計基準を適用している場合は、本部会計収支計算書勘定科目の大区分「31 事務費支出」を社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。</p> <p>2 ただし、理事長が施設長を兼務している場合の理事長の役員報酬は対象経費としては認められない。又、人件費については、当該役職員の勤務形態や勤務実績に応じた適正な水準であるべきことは言うをまたない。</p> <p>3 なお、人件費を賄うための運用収入を目的とした不必要な繰越金等を生じさせることがあってはならない。</p>
<p>(問 11) 局長通知の4にいう本部経理区分への繰入れは、同通知の4のア及びイの両方を繰入れてよいのか。</p> <p>(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものであり、その要件が満たされていれば両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部経理区分へ繰り入れて差し支えない。</p> <p>なお、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、本通知の問5により取り扱うこととなり、この場合、①及び②について両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部経理区分へ繰り入れて差し支えないこと。</p>	<p>(問 12) 39号通知の2にいう本部会計への繰入れは、同通知の2のア及びイの両方を繰入れてよいのか。</p> <p>(答) 39号通知は適正な施設運営が確保されているという条件の下に措置費の運用の弾力化を図ったものであるため、その条件が満たされていれば両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部会計へ繰り入れて差し支えない。</p>
<p>(問 12) 民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入の本部経理区分への繰入れについては、施設の整備等に係る資金の借入れをする際の資金計画及び償還計画に予定することは認められるか。</p>	<p>(問 13) 管理費加算分相当額及び運用収入の本部会計への繰入れについては、施設の整備等にかかる資金の借入れをする際の資金計画及び償還計画に予定することは認められるか。</p>

新

(答) 既存法人が新築及び増改築等のために、施設等の整備に係る資金の借入れをする場合、資金計画や償還計画に局長通知の4のア及びイによる繰入れを予定することは差し支えない。

なお、本部経理区分への繰入れの条件として適正な法人運営が前提条件となっているので、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して、資金計画及び償還計画には妥当な額を計上するよう留意する必要がある。

他方、新設法人については、一定期間（2年間程度）資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合にのみ既存法人と同様の取扱いが認められる。

旧

(答) 既存法人が新築及び増改築等のために、施設等の整備にかかる資金の借入れをする場合、資金計画や償還計画に39号通知の2のア及びイによる繰入れを予定することは差し支えない。

なお、本部会計への繰入れの条件として施設の適正な運営が前提条件となっているので、当該法人の過去の施設運営の実績等を勘案して、資金計画及び償還計画には妥当な額を計上するよう留意する必要がある。

他方、新設法人については、一定期間（2年間程度）資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく施設の適正な運営が確保されていると判断される場合にのみ既存法人と同様の取扱いが認められる。

(問 14) 適正な運営を行った結果、当該年度の運営費に残余が生じた場合については各種引当金に優先充当すべきか。

(答) 運営費は当該年度の施設の運営に要する経費として使用することが原則であるが、適正な運営を行った結果、当該年度の運営費に残余が生じた場合については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として各種引当金へ計画的かつ積極的に引当てることが望ましいものであり、ただ単に繰越金として保有することは好ましくない。

(問 15) 軽費老人ホーム、盲人ホーム及び視聴覚障害者情報提供施設について各種引当金は認められるか。

(答) 軽費老人ホーム、盲人ホーム及び視聴覚障害者情報提供施設の事務費については、人件費及び建物等の修繕費並びに機械器具等の購入費の引当金を処理する科目として、他の施設と同様人件費引当金及び修繕引当金並びに備品等購入引当金を設けることは差し支えない。

(問 16) 39号通知の3の(2)にいう「当該施設会計の収入決算額」及び(3)の「当該年度の施設会計の収入予算額」の定義は何か。

新	旧
<p data-bbox="215 1214 1097 1305">(問 13) 局長通知の5の(1)の各積立金の使用計画とはどのようなものか。</p> <p data-bbox="215 1321 1104 1420">(答) 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積み立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、用途を明</p>	<p data-bbox="1173 256 2067 421">(答) 「当該施設会計の収入決算額」及び「当該年度の施設会計の収入予算額」とは39号通知別表3の収支計算分析表の収入欄の「1事務費収入(措置費)」、「2事業費収入(措置費)」及び「3その他の収入((8)人件費引当金戻入、(9)修繕引当金戻入及び(10)備品等購入引当金戻入を除く。)」の合計額をいう。</p> <p data-bbox="1223 427 2067 624">なお、社会福祉法人会計基準を適用している場合には、「当該施設会計の収入決算額」及び「当該年度の施設会計の収入予算額」とは39号通知別表3-1の収支計算分析表の収入欄の「1事務費収入(措置費)」、「2事業費収入(措置費)」及び「3その他の収入((7)人件費積立預金取崩収入、(8)修繕積立預金取崩収入及び(9)備品等購入積立預金取崩収入を除く。)」の合計額とする。</p> <div data-bbox="1167 663 2058 754" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1178 679 2029 738">(問 17) 39号通知の3の(2)にいう審査確認は、どのような事項について行うのか。</p></div> <p data-bbox="1173 770 2051 863">(答) 施設本来の目的である入所者等の処遇について、可能な限りその向上が図られているか否か、職員の給与等が適正に確保されているか否かを審査確認することとし、その発生原因の分析を次により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1223 871 1749 898">① 施設会計収支計算書の収入と支出の分析</li><li data-bbox="1223 906 1727 933">② 当該施設の入所者処遇の状況等の把握<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1249 941 1541 968">ア 職員定数の充足状況</li><li data-bbox="1249 976 2011 1003">イ 指導・介護体制、健康・衛生管理、採暖、入浴・清拭の状況</li><li data-bbox="1249 1011 1514 1038">ウ 給食の内容・時刻</li><li data-bbox="1249 1046 1671 1074">エ 生活指導、機能訓練の実施状況</li><li data-bbox="1249 1082 1644 1109">オ 処遇上必要な設備の整備状況</li><li data-bbox="1249 1117 1514 1144">カ その他必要な事項</li></ul></li></ul> <p data-bbox="1223 1144 2067 1203">なお、前記の要件に適合しない施設種別については、必要に応じ、前記に準じ処遇状況の審査を行うこと。</p>

新

確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。

- ① 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。
- ② 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。
- ③ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。

旧

(問 18) 39号通知の3の(3)にいう「繰越金を取り崩して使用」しうる経費の範囲及び限度額はどのようなものか。  
又、当初予算に計上して支出することは可能か。

(答) 1 取り崩す繰越金の用途範囲については、その施設の運営や入所者処遇に必要な経費であれば、差し支えない。

具体的には、次のような事例が考えられる。

- ① 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
- ② 建物の修繕、居室、食堂等の模様替え等
- ③ 建物附属設備の更新
- ④ 天井リフト、電動ベッド等介護機器や省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
- ⑤ 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
- ⑥ ベッド、浴槽、マイクロバス等の整備、更新

なお、取り崩しの限度額については、39号通知の3の(3)により審査を受けることから限度額を設けることは考えていない。

2 後段については、決算済みの繰越金について、当初予算に計上のうえ使用して差し支えない。

新	旧
<p>(問 14) 修繕積立金、備品等購入積立金及び前期末支払資金残高を、施設の整備等を目的とした国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分に充当して差し支えないか。 又、前期末支払資金残高を取り崩し、当初予算に計上して支出することは可能か。</p> <p>(答) 1 修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使用計画において大規模修繕等が予定されている場合は、以下に示した国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。 また、当分の間、前期末支払資金残高についても、併せて充当して差し支えない。 なお、前期末支払資金残高の取り崩しに当たって、局長通知の1の(4)の要件を満たさない法人にあっては、本通知の間5の取扱いにより、貴職への事前の協議が必要となるため留意すること。 ① 大規模修繕を行う場合の設置者負担分 ② 業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機等を購入する場合の設置者負担分 ③ マイクロバスの購入等設備を整備する場合の設置者負担分 2 この場合の経理処理は、支出の目的により、前期末支払資金残高、修繕積立金及び備品等購入積立金から本部経理区分へ繰り入れて充当することとなり、当該繰入額は局長通知の4のア及びイの限度額には含まれないものとして取り扱って差し支えない。 3 後段については、決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上使用して差し支えない。</p>	<p>(問 19) 建物の修繕、スプリンクラーの整備など39号通知の3の(3)の繰越金の取り崩し可能な範囲の事業について、国庫補助事業及び民間補助事業等で実施する場合、修繕引当金、備品等購入引当金及び繰越金をこれら補助事業の設置者負担分に充当して差し支えないか。</p> <p>(答) 適正な施設運営が確保されており、当該事業が(問 18)の答で認められた範囲内であれば、当該事業を実施する年度に限り、修繕引当金、備品等購入引当金及び繰越金を国庫補助事業及び民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当して差し支えない。 この場合の経理処理は、支出の目的により修繕引当金又は備品等購入引当金及び繰越金から所要額を本部会計へ繰入れることとする。 具体的には、次のような事例が考えられる。 ① 大規模修繕を行う場合の設置者負担分 修繕引当金及び繰越金から本部会計へ繰入れて充当すること。 ② 業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機等を購入する場合の設置者負担分 備品等購入引当金及び繰越金から本部会計へ繰入れて充当すること。 なお、当該繰入額は39号通知の2のア及びイの限度額には含まれないものとして取扱って差し支えない。</p> <p>(問 20) 施設の修繕を行う場合、修繕引当金や繰越金があっても国庫補助制度としての社会福祉施設等施設整備費(いわゆる大規模修繕事業。事業費500万円以上を対象)を利用することができるか。</p> <p>(答) 修繕引当金や繰越金について別途具体的な使用計画がある場合には、当該修繕引当金や繰越金があることをもって直ちに大規模修繕補助制度の利用が認められない訳ではないが、修繕引当金や繰越金で対応し</p>

新	旧
<p>(問 15) 局長通知の6の(1)にいう運営費の管理、運用として「安全          確実でかつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。</p> <p>(答) 安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合          等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保          障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きい          ものは認められない。</p> <p>(問 16) 局長通知の6の(2)にいう「当該法人の経営上止むを得ない          場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。</p> <p>(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該法人内の他の施設経理区分において補助金収入(措置費をむ。)の遅れ等により、資金不足を生じた場合</li> <li>② 当該法人内の本部経理区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合</li> <li>③ 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合              なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。</li> </ol>	<p>てもその後の施設運営に支障がない場合には、修繕引当金や繰越金の活用を図ること。</p> <p>(問 21) 39号通知の4の(1)にいう運営費の管理、運用として「安全          確実でかつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。</p> <p>(答) 安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合          等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保          障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きい          ものは認められない。</p> <p>(問 22) 39号通知の4の(2)にいう「当該法人の経営上止むを得ない          場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。</p> <p>(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該法人内の他の施設会計において補助金収入(措置費を含む。)の遅れ等により、資金不足を生じた場合</li> <li>② 当該法人内の本部会計において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合</li> <li>③ 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合              なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。</li> </ol> <p>(問 23) 39号通知及び本通知の取扱いに当たって県独自の判断で、これらに示されたものより厳しい限定事項を加えて指導することは差し支えないか。</p> <p>(答) 39号通知及び本通知に示された取扱いより厳しい条件を付すことは、今回の措置費の弾力運用の趣旨に反することとなるので認められない。              なお、これは都道府県等の単独補助に関して独自の条件を付すことを妨げるものではない。</p>